

平成30年度 法科大学院入学者選抜試験問題

憲 法 ・ 刑 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、憲法、刑法の2科目で120分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
  - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
  - (2) 解答用紙は、憲法2枚、刑法2枚です。2枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
  - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
  - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

## 【憲 法】

以下は架空の事例である。

団体Aは、同性愛者に対する理解を深めようと活動する団体であり、世間的には著名ではないものの、会員は200人を超える。20XX年3月に、団体Aは、日本における同性婚について考えるシンポジウム『ライフスタイルの自由と結婚』を企画することにし、内装が豪華なことで知られるホテルBを会場候補地とした。というのは、ホテルBは、芸能人が会見をしたり、結婚式をすることなどでも知られており、知名度があるため、全国から集まる会員や市民を呼び込むのに適していると考えたからである。

そこで、団体AがホテルBに上記の旨の連絡をしたところ、当日、会場の予約状況には空きがあり、ホテルの宴会場の使用を内容とする契約を締結した。しかし、その後、団体Aのネット上の広報活動でシンポジウムの趣旨を知ったホテルBからの連絡で、同契約の解約を申し渡された。その理由は、同性愛に関するシンポジウムでは、同性愛に反対する団体からの圧力やホテルに対する嫌がらせが予想されること、団体Aのシンポジウムが予定していた日の前後は、修学旅行の高校生が数百人宿泊し、宴会場そばの出入り口を利用して観光バスの駐車場まで行き来することも考えると、不適切だということであった。

団体Aは、宴会場の使用を求める仮処分命令を申し立てることにした。団体Aはどのような憲法上の主張をすることができるか。また、ホテルB側からはどのような反論が予想されるか。

- (1) 団体Aの主張
- (2) ホテルB側の反論

以 上

## 【刑 法】

以下の事実関係における、甲および乙の罪責について、具体的な事実を摘示しつつ論じなさい。なお、特別法違反については論じる必要はない。

1 甲男（年齢50歳、身長175cm、体重58kgのやせ形）は、前刑である窃盗罪による服役後、都内のA公園でホームレス生活をしていて、そこから少し離れた私鉄駅近くのB公園において、廃品回収や時折置き引きをするなどして、日銭を稼いでいた。

2 C女（年齢25歳、身長152cm、体重43kgの小柄な体型）は、平成30年1月の某日午後3時30頃から、B公園のベンチに座り、傍らにポシェットと現金4万円が入った自身の財布（以下、「本件財布」）を置いて、友人と話をしていた。甲は、午後5時40分ころ、Cらの隣のベンチに座った際、Cらが本件財布をベンチ上に置いたまま話し込んでいるのを見掛け、置き忘れたら持ち去ろうと考えて、様子を窺っていた。

Cは、午後6時20分頃、ポシェットは手に取ったものの、本件財布をベンチ上に置き忘れたまま、友人と共にその場を離れた。甲は、Cらがもう少し離れたら本件財布を取ろうと注視していたところ、Cらは、置き忘れに気付かないまま、駅の方角に向かって行き、B公園の出口にある横断歩道橋を上り、上記ベンチから距離にして約40mの場所にある階段踊り場まで行ったため（歩き出してから30秒ほど経過）、今だと思って本件財布を取り上げ、それを持って何事もなく駅とは反対方向に歩き出した。なお、そのとき、本件財布の置かれたベンチの20メートル四方には甲以外には誰もいなかった。

3 他方、Cは、上記歩道橋を渡り、上記ベンチから約100m離れた私鉄駅の改札口付近まで1分30秒ほど歩いたところで、本件財布を置き忘れたことに気づき、慌てて上記ベンチの所まで走って戻ったものの、既に本件財布は無くなっていた。

4 Cが駅とは反対方向に向かって周囲を探すと、見覚えのある甲が、ベンチから100mほど離れたところを歩いているのを見つけ、午後6時23分頃、甲の近くに寄ると、甲が本件財布を持っているのを認めたことから、「それは私の財布です、返してください。」と問い詰めた。甲は、既に本件財布から現金4万円だけを抜き取って懐に収めていたが、「あなたの財布ですか。いま交番に届けようと思っていたんですよ。」などと言って、本件財布をCに返し、その場から立ち去ろうとした。しかし、本件財布の中身を確認したCが「1万円札がない、お札だけ抜き取ったでしょ。」などと追及しながら甲の後を50mほど追ってきた。甲は「知らないよ。」などとシラを切っていた。

そこにホームレス仲間の乙男（年齢48歳、身長175cm、体重80kgの小太りな体型）が通りかかったため、甲は「後でお礼するからこの女を追っ払うのを手伝ってくれ。」と呼びかけたところ、乙は、甲が以前から置き引きをしていたのを知っており、置き引きがCに見つかったのだと察し、甲を助けて分け前に預かろうと考えた。そこで乙は、甲が「知らないって言っているだろ、しつこいんだよ！」などと叫びながらCの髪の毛を両手で掴んで頭部を上下に振動させているところに加勢して、平手で力一杯Cの頬を叩き、Cを転倒させた。その際、Cは頭部を石畳に打ち付け、全治3週間の怪我を負った。甲と乙は、その隙にB公園から立ち去り、A公園で現金4万円を山分けした。

以 上